

## 公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、国民健康保険法第 78 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 5 月 29 日

横浜市中区長 永井 由香

送達を受けるべき者	LIU XIYU KURUGAMA ARACHCHIGE DILAN BASNET BINITA THAPA SAPANA WEI ZIQING DANGI SRIJANA WANG MENGYU LODH CHANDRAMANI CHUDHARY KURMI AJIT BASTOLA SABINA JAIAREE ACHIRA ZHOU XIANG K C TEKAM MAJHI SIKSHYA MA LIDANXIA
送達する書類	国民健康保険料等還付（充当）通知書 （令和 8 年 3 月～令和 8 年 4 月送付分）
（注意）地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	